

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク
協働プロジェクト推進チーム設置要領
(案)

(目的)

第 1 この要領は、ほっかいどう防災教育協働ネットワーク設置要綱（以下「ネットワーク設置要綱」という。）第 3 の(4)に基づき、防災教育推進のための新たな活動を行おうとする場合に設置される協働プロジェクト推進チーム（以下「推進チーム」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(活動)

第 2 第 1 に規定する防災に関する活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 普及啓発に関する取組
- (2) 人材育成に関する取組
- (3) 防災教育手法に関する取組
- (4) その他防災教育の推進に資する取組

(組織)

第 3 推進チームは、ほっかいどう防災教育協働ネットワーク連絡会議の構成員を発案者とするプロジェクト推進チームリーダー（以下、「プロジェクトリーダー」という。）及び推進チーム参加構成員（以下、「メンバー」という。）で構成する。

- 2 プロジェクトリーダーは、総合的な立場から協議検討する役割を担うものとする。
- 3 メンバーは、ネットワーク設置要綱に定める構成員であることとし、プロジェクトリーダーと連携を図りながら活動の具体的な推進について協議し、実施にあたるものとする。

(設置)

第 4 発案者は、推進チームを設置しようとする場合、別紙 1 により、事務局に提出する。

- 2 事務局は、この要領及び設置要綱第 1 に基づき内容を確認の上、設置する場合は、別紙 2 により発案者に回答するとともに連絡会議構成員に報告する。
- 3 事務局は、前項の手続にあたって、必要に応じ、連絡会議構成員に意見を聞くことができる。

(事務)

第 5 この要領に係る事務は、北海道総務部危機対策局危機対策課が行う。

(委任)

第 6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、ネットワーク代表が定める。

付 則

この要領は、平成 2 7 年 3 月〇〇から施行する。

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク
協働プロジェクト推進チーム設置について

1 協働プロジェクト名

2 実施内容

3 推進チーム設置理由

4 推進チーム構成

5 設置期間

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク
協働プロジェクト推進チーム設置について

1 協働プロジェクト名

ほっかいどう防災ひろば in チ・カ・ホ

2 実施内容

別紙概要（案）のとおり

3 推進チーム設置理由

本プロジェクトの企画・運営に当たり、ネットワーク構成員のノウハウ提供や人的・物的支援・協力が必要であり、企画趣旨に賛同する構成員による推進チームを設置し、組織的・計画的に取り組む必要がある。

4 推進チーム構成

企画原案を発議した〇〇〇が、プロジェクトリーダーとなり、実施にあたり協働するチームメンバーが推進チームに参加するものとする。

・プロジェクトリーダー

〇〇〇

・チーム参加構成員（調整中）

〇〇〇

．．．

．．．

．．．

．．．

．．．

．．．

5 設置期間

文 書 番 号
年 月 日

発案者代表 様

代表者の機関・職氏名
(ほっかいどう防災教育協働ネットワーク代表)

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク協働プロジェクト推進チーム
の設置について (回答)

〇〇〇〇により依頼のありましたこのことについて、次のとおり設置しましたので、お知らせします。

なお、協働プロジェクトの円滑な実施及び関係機関との協働促進につきまして、よろしくお願いします。

記

1. 協働プロジェクト推進チーム名

2. 推進チーム構成

企画を発案した〇〇が、プロジェクトリーダーとなり、実施にあたり協働するメンバーが推進チームに参加するものとする。

・プロジェクトリーダー

〇〇

・推進チームメンバー

〇〇

〇〇

〇〇

3. 推進チーム構成

(1) 設置期間は、承認日から平成〇〇年〇月〇日までとします。

(2) 協働プロジェクトは完了後、実施概要について報告をお願いします。

（ 担当 :
電話 :
内線 : ）

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク設置要綱

第 1 目的

豊かな自然を有する北海道においては、道民一人ひとりがその恩恵と災害の二面性を理解し、さまざまな災害に備える必要があることから、幅広い各層に防災教育が浸透し、自助・共助・公助の連携する社会を目指し、防災教育に関する様々な取組を加速化するため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」（以下「協働ネットワーク」という。）を設置する。

第 2 役割

協働ネットワークは、前項の目的を達成するため、防災教育を推進する個人・企業及び関係団体、行政機関、大学・研究機関、ボランティア・NPO等（以下「構成員」という。）による密接な連携協力関係を構築するとともに、目的の達成に必要な情報共有、意見交換、調査検討等を行う。

第 3 組織

- (1) 協働ネットワークの構成員は、必要に応じ追加・変更することができることとし、別に定める手続により行う。
- (2) 代表は、北海道総務部危機管理監とし、協働ネットワークを総括する。
- (3) 協働ネットワークには、前項の役割を果たすため、防災教育に関わる機関・団体等及び北海道で構成する「連絡会議」を設置することができる。
- (4) 協働ネットワークには、関係者の新たな視点によるアイデアを形にする「協働プロジェクト」を推進する活動単位として、取組内容に応じて関連者が構成する「協働プロジェクト推進チーム」を設置することができる。

第 4 事務局

- (1) 協働ネットワークの事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課に置く。
- (2) 事務局は、協働ネットワークの運営に係る庶務及び調整を行う。

第 5 その他

この要綱に定めるもののほか、協働ネットワークの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。